

[事案 2023-104] 手術給付金等支払請求

・令和5年12月21日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年7月、8月、9月、11月に人工授精の手術を受けたため、同年5月に契約した医療保険にもとづき、手術給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、本契約成立後に4回の人工受精を受けたことから、手術給付金を支払ってほしい。また、保険会社職員の対応により精神的苦痛を受けたことから、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が受けた人工授精は、責任開始期前に認められた不妊症の疑いに対する治療として行われたものであるため、手術給付金の支払事由に該当しない。
- (2) 当社の対応に問題は認められないため、慰謝料請求も認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の受診状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者（本件募集人）に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払い等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。